

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金高騰対策支援事業(R7国予備費分)	(LPガス料金高騰対策支援事業費) ①LPガスの料金高騰によって、生活等に影響が生じている一般消費者等に対して、販売事業者を通じて、高騰分の一部を支援する。 ②委託料:92,433千円 補助金:500,000千円 ③●販売事業者への助成金 50万世帯・者×300円(助成額:1/2相当額)×3か月=450,000千円 ●販売事業者への取扱事務費 50万世帯・者×@100円=50,000千円 ●事務局費 92,433千円 ④・液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者 ・液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者 ・液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者	R7.7	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電力料金高騰対策支援事業(R7国予備費分)	(特別高圧電力料金高騰対策支援事業費) ①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等の負担を緩和するため、特別高圧電力の使用量に応じた額を支援する。 ②委託料:2,220千円 補助金:22,200千円 ③●特別高圧を受電する中小企業者等 支援額:1,000,000kWh×1円/kWh×3か月×7社=21,000千円 ●特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業者等 5,000kWh×1円/kWh×3か月×80社=1,200千円 ●事務局費:22,200千円×0.1=2,220千円 ④・特別高圧を受電する中小企業・小規模企業 ・特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業・小規模企業	R7.7	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	工業用LPガス料金高騰対策支援事業(R7国予備費分)	(工業用LPガス料金高騰対策支援事業費) ①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等に対し、工業用LPガスの利用量に応じた額の支援を行う。 ②委託料:2,520千円 補助金:25,200千円 ③●支援金:7,000kg×3円/kg×3か月×400社=25,200千円 ●事務局費:25,200千円×0.1=2,520千円 ④工業用LPを使用する中小事業者・小規模事業者	R7.7	R8.3
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営近代化資金融通事業(米国関税対策枠)	①米国関税措置の影響を受ける農業者等の経営の安定・基盤強化を図るため、新たに10億円の融資枠(米国関税対策枠)を設け、利子補給及び保証料補助を行う。 ②利子補給及び保証料補助:4,300千円(R7年度) ③利子補給:平均融資残高250,000千円×1.25%=3,125千円 保証料補助:平均融資残高250,000千円×0.47%=1,175千円 ④融資機関、農業信用基金協会	R7.7	R8.3
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営近代化資金融通事業(米国関税対策枠)【基金】	①米国関税措置の影響を受ける農業者等の経営の安定・基盤強化を図るため、新たに10億円の融資枠(米国関税対策枠)を設け、利子補給及び保証料補助を行う。 ②利子補給及び保証料補助:61,427千円(R8年度～R12年度) ③利子補給:平均融資残高3,571,429千円×1.25%=44,641千円 保証料補助:平均融資残高3,571,429千円×0.47%=16,786千円 ④融資機関、農業信用基金協会	R7.7	R8.3
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業近代化資金融通事業(米国関税対策枠)	①米国関税措置の影響を受けるおそれのある漁業者の経営の安定・基盤強化を図るため、新たに1億円の融資枠(米国関税対策枠)を設け、利子補給及び保証料補助を行う。 ②利子補給及び保証料補助:786千円(R7年度) ③利子補給:平均融資残高37,774千円×1.25%=473千円 保証料補助:平均融資残高66,595千円×0.47%=313千円 ④融資機関、漁業信用基金協会	R7.7	R8.3
7	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業近代化資金融通事業(米国関税対策枠)【基金】	①米国関税措置の影響を受けるおそれのある漁業者の経営の安定・基盤強化を図るため、新たに1億円の融資枠(米国関税対策枠)を設け、利子補給及び保証料補助を行う。 ②利子補給及び保証料補助:8,218千円(R8年度～R12年度) ③利子補給:平均融資残高479,040千円×1.25%=5,988千円 保証料補助:平均融資残高474,469千円×0.47%=2,230千円 ④融資機関、漁業信用基金協会	R7.7	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業金融対策事業	<p>①米国による関税措置等の影響を受ける中小企業・小規模企業等の経営の安定・基盤強化を図るために、新たな融資枠を県中小企業融資制度に設け、事業者負担を軽減するための保証料補助、利子補給を行う。</p> <p>②利子補給及び保証料補助:24,375千円</p> <p>③ ・利子補給補助:0.5%(県補助適用後の融資利率 1.50%) 利子補給期間:最長5年間 令和7年度:4,875千円 ・保証料補助:最大0.40%(県補助適用後の保証料率 0.45%~1.50%) 令和7年度~令和13年度:19,500千円 (内訳 R7:2,925千円、R8:5,475千円、R9:4,500千円、R10:3,300千円、R11:2,100千円、R12:975千円、R13:225千円)</p> <p>④県内中小企業、小規模企業等</p>	R7.7	R8.3
9	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業金融対策事業【基金】	<p>①米国による関税措置等の影響を受ける中小企業・小規模企業等の経営の安定・基盤強化を図るために、新たな融資枠を県中小企業融資制度に設け、事業者負担を軽減するための保証料補助、利子補給を行う。</p> <p>②利子補給:27,250千円</p> <p>③利子補給補助:0.5%(県補助適用後の融資利率 1.50%) 利子補給期間:最長5年間 令和8年度~令和12年度:27,250千円 (内訳 R8:9,125千円、R9:7,500千円、R10:5,500千円、R11:3,500千円、R12:1,625千円)</p> <p>④県内中小企業・小規模企業等</p>	R7.12	R8.3
10	⑥地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業(R6国補正分)	<p>(交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業費)</p> <p>①エネルギー価格高騰に直面している交通事業者に対し、燃料価格高騰、安定的な運行、デジタル化等、利用促進に向けた取組にかかる費用を支援することにより、地域公共交通の安定的な運行体制の確保を図る。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③合計839,842千円                      &lt;燃料価格高騰への支援&gt;59,934千円                      軽油8.35円/l×8,326,024L×1/2=34,761千円、重油7.6円/l×2,099,250L×1/2=7,977千円、電気0.45円/kh×14,247,629kwh×1/2=3,206千円、タクシー1台22,500円×622台=13,990千円                      ・動力使用量に係る燃料等価格の高騰分を支援                      &lt;安定的な運行への支援&gt;728,808千円                      6,229千円×13事業者×9か月分=728,808千円                      ・利用者の減少率等を乗じた運行費を支援                      &lt;デジタル化、システム化、グリーン化の取組への支援&gt;46,000千円                      5,069千円×9事業者=46,000千円                      ・公共交通のデジタル化等の取組を支援                      &lt;利用促進のための取組への支援&gt;5,100千円                      1,017千円×5事業者=5,100千円                      ・利用促進のための割引企画、PR等に要する費用を支援</p> <p>④交通事業者</p>	R7.4	R8.3
11	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援事業	<p>(貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援事業費)</p> <p>①燃料価格の上昇が運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、県内で貨物自動車運送事業を営む事業者に対し支援金を支給することで、経営的な支援を行う。</p> <p>②貨物自動車運送事業者に対する支援金、事務補助</p> <p>③普通車・特種車 9千円×20,466台=184,194千円                      小型車・軽自動車 2千円×2,032台=4,064千円                      相談窓口・受付・審査・支払事務補助 9,987千円</p> <p>④貨物自動車運送事業者・貨物軽自動車運送事業者(県内に事業所を置く中小企業者・小規模事業者)</p>	R7.4	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業	<p>①物価高騰の影響を受け、診療報酬や国により負担限度額が定められることなどにより、料金への価格転嫁ができない医療機関等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、病院、診療所(内科・歯科)、助産所、施術所に対し光熱費高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金、事務費及び委託料</p> <p>③</p> <p>(1)電気代・ガス代支援:404,269千円 ・病院及び有床診療所(公立を除く)基準単価:34,800円(@3,872円/月×9か月)1床あたり 34,800円×15,588床(病院75、有床診57)×1/2=271,231,200円 ・無床診療所(公立を除く)基準単価:124,700円(@13,860円/月×9か月)1施設あたり 124,700円×1,887施設(内科1,113、歯科774)×1/2=117,654,450円 ・助産所 基準単価:78,100円(@8,675円/月×9か月)1施設あたり 78,100円×59施設×1/2=2,303,950円 ・施術所 基準単価:39,100円(@4,342円/月×9か月)1施設あたり 39,100円×669施設(柔整351、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう318)×1/2=13,078,950円 (2)食材費支援:498,816千円 ・病院及び有床診療所(公立を除く)基準単価:32,000円(@3,559円/月×9か月)1床あたり 32,000円×15,588床=498,816,000円 (3)訪問診療等の燃料費支援:2,558千円 ・(内科)390施設、(歯科)132施設 基準単価:9,800円(@1,093円/月×9か月) 9,800円×522施設×1/2=2,557,800円 (4)事務費:91千円(印刷製本費91千円) (5)委託料:17,500千円 ④医療機関等(公立病院、公立診療所を除く)</p>	R7.4	R8.3
13	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	看護師等養成所における物価高騰対策支援事業	<p>①物価高騰する中、教育活動の継続を図るとともに、学生の経済的な負担を軽減するため、看護師等養成所における電気・ガス代高騰分の一部を養成所設置者に対して補助する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③事業費:924千円 電気:基準単価 48円/月・人×9か月×1,425人(12施設)=616千円 ガス:基準単価 27円/月・人×9か月×1,265人(11施設)=308千円 ④県内の看護師等養成所(公立の看護師等養成所を除く。)</p>	R7.4	R8.3
14	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援事業	<p>①物価高騰の影響を受け、介護報酬や国により負担限度額が定められることなどにより、料金への価格転嫁ができない介護サービス事業所・施設に対して、食材費や電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、光熱費等の高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金(食材費や電気・ガス・ガソリン料金等の高騰分の一部補助)、事務費及び委託料</p> <p>③支援対象施設:3,644施設</p> <p>(1)電気代支援:116,539千円 ・入所系施設:定員1人あたりの基準単価 450円/月×9か月=4,050円/人 29,968人(814施設)×4,050円×1/2=60,685,200円 ・通所系施設:定員1人あたりの基準単価 270円/月×9か月=2,430円/人 24,544人(1,050施設)×2,430円×1/2=29,820,960円 ・訪問系施設:1施設あたりの基準単価 3,250円/月×9か月=29,250円/施設 1,780施設×29,250円×1/2=26,032,500円 (2)ガス代支援:21,155千円 ・入所系施設:基準単価 77円/月・人×9か月=693円/人 693円×29,968人(814施設)×1/2=10,383,912円 ・通所系施設:基準単価 54円/月・人×9か月=486円/人 486円×24,544人(1,050施設)×1/2=5,964,192円 ・訪問系施設:基準単価600円/月・施設×9か月=5,400円/施設 5,400円×1,780施設×1/2=4,806,000円 (3)食材費支援:993,982千円 ・入所系施設:定員1人あたりの基準単価 5,790円/人×9か月=52,110円/人 29,968人(814施設)×52,110円×1/2=780,816,240円 ・通所系施設:定員1人あたりの基準単価 1,930円/人×9か月=17,370円/人 24,544人(1,050施設)×17,370円×1/2=213,164,640円 (4)ガソリン代支援:42,258千円 ・入所系施設:車1台あたりの基準単価 330円/月×9か月=2,970円/台 814台(814施設)×2,970円×1/2=1,208,790円 ・通所系施設:車1台あたりの基準単価 830円/月×9か月=7,470円/台 6,882台(1,050施設)×7,470円×1/2=25,704,270円 ・訪問系施設:車1台あたりの基準単価 330円/月×9か月=2,970円/台 10,332台(1,780施設)×2,970円×1/2=15,343,020円 (5)事務費:97千円 (6)委託料:18,279千円 ④県内の高齢者福祉施設等</p>	R7.4	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
15	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	歯科技工士確保対策・資質向上事業	<p>①物価高騰の影響を受ける中、歯科技工所の収益である技工料は、歯科診療所から保険診療による歯科技工物の委託であり、価格転嫁ができない。このことから、歯科技工所に対して、電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、電気・ガス料金等の高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金、事務費、委託料</p> <p>③(1)電気代・ガス代支援:5,142千円 基準単価:39,100円(4,342円/月×9か月)1施設あたり 39,100円×263施設×1/2=5,141,650円</p> <p>(2)事務費:38千円(印刷製本費9千円、通信運搬費29千円)</p> <p>(3)委託料:2,284千円</p> <p>④県内の歯科技工所</p>	R7.4	R8.3
16	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	薬局物価高騰支援事業	<p>①物価高騰の影響を受け、医薬品等の小売り等の一部の収益を除き、大部分が調剤報酬(公定価格)によるものであり、患者への価格転嫁ができない保険薬局に対し、電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、光熱費等高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金、事務費及び委託料</p> <p>③(1)薬局(保険薬局)に対し、光熱費高騰分(電気及びガス等)の一部を支援:54,058千円 ・支援対象施設:薬局(保険薬局)867施設 ・基準単価:124,700円/施設(@13,860円/月×9ヶ月) 124,700円×867薬局×1/2=54,057,450円</p> <p>(2)在宅患者への薬学的管理や指導にかかる燃料費高騰分の一部を支援:2,063千円 ・支援対象施設…421施設 ・基準単価…9,800円/施設(@1,094円/月×9ヶ月) 9,800円×421施設×1/2=2,062,900円</p> <p>(3)事務費:124千円</p> <p>(4)委託料:8,750千円</p> <p>④(1)薬局(保険薬局):867施設 (2)薬局(在宅薬学総合体制加算の届出保険薬局):421施設</p>	R7.4	R8.3
17	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	生活保護適正化推進事業	<p>(生活保護適正化推進事業費)12月補正分</p> <p>①食料費やエネルギー価格が高騰する中、国等の公定価格により負担限度額が定められているなどの理由から、利用料金へ価格転嫁ができない社会福祉施設等に対して、食料費や電気料金等の高騰分の一部を物価高騰対応事業として支援する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③負補交 【電気代】450円(0.86円/kwh×515kwh)×250名×9月≒1,013千円 【ガス代】80円(7.63円/m<sup>3</sup>×10m<sup>3</sup>)×250名×9月≒180千円 【食料費】5,800円×250名×9月≒13,050千円 【燃料費】350円(7.95円/L×40.6L)×21台×9月≒67千円</p> <p>④救護施設</p>	R7.4	R8.3
18	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育対策総合支援事業	<p>(保育対策総合支援事業費)12月補正分</p> <p>①物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、認可外保育施設における給食費・電気料金・ガス料金・スクールバス等のガソリン代の価格上昇分を施設の設置者に対して物価高騰対応事業として補助する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③負補交 【電気代】0.86円/kwh×70,493kwh×9月≒546千円 【ガス代】7.63円/m<sup>3</sup>×1,343m<sup>3</sup>×9月≒93千円 【食料費】880円(6,600円/月×13.34%)×261人×9月≒2,068千円 【燃料費】7.95円/ℓ×523ℓ×9月≒38千円</p> <p>④認可外保育施設の設置者</p>	R7.4	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
19	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立幼稚園教育関連事業費補助金	<p>(私立幼稚園教育関連事業費補助金)12月補正分</p> <p>①物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、私立幼稚園における給食費・電気料金・ガス料金・スクールバス等のガソリン代の価格上昇分を私立幼稚園の設置者に対して物価高騰対応事業として補助する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③負担交</p> <p>【電気代】0.86円/kwh × 216,278kwh × 9月 ≒ 1,674千円                      【ガス代】7.63円/m<sup>3</sup> × 2,540m<sup>3</sup> × 9月 ≒ 175千円                      【食料費】667円(5,000円/月 × 13.34%) × 2,596人 × 9月 ≒ 15,584千円                      【燃料費】(ガソリン)7.95円/ℓ × 1,775ℓ × 9月 ≒ 128千円                      (軽油) 8.35円/ℓ × 14,203ℓ × 9月 ≒ 1,068千円                      (合計) 128千円 + 1,068千円 = 1,196千円</p> <p>④私立幼稚園の設置者</p>	R7.4	R8.3
20	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者介護給付費負担金	<p>(障害者介護給付費負担金)12月補正分</p> <p>①食料費やエネルギー価格が高騰する中、国等の公定価格により負担限度額が定められているなどの理由から、利用料金へ価格転嫁ができない社会福祉施設等に対して、食料費や電気料金等の高騰分の一部を物価高騰対応事業として支援する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③負担交</p> <p>【電気代】51,763千円                      (1-1)450円(0.86円/kwh × 515kwh) × 4,956人 × 9月 × 0.5 ≒ 10,036千円                      (1-2)450円(0.86円/kwh × 515kwh) × 376人 × 9月 × 1.0 ≒ 1,523千円                      (2)300円(0.86円/kwh × 313kwh) × 17,896人 × 9月 × 0.5 ≒ 24,160千円                      (3)3,250円(0.86円/kwh × 3,778kwh) × 1,097人 × 9月 × 0.5 ≒ 16,044千円</p> <p>【ガス代】9,850千円                      (1-1)80円(7.63円/m<sup>3</sup> × 10m<sup>3</sup>) × 4,956人 × 9月 × 0.5 ≒ 1,785千円                      (1-2)80円(7.63円/m<sup>3</sup> × 10m<sup>3</sup>) × 376人 × 9月 × 1.0 ≒ 271千円                      (2)60円(7.63円/m<sup>3</sup> × 7m<sup>3</sup>) × 17,896人 × 9月 × 0.5 ≒ 4,832千円                      (3)600円(7.63円/m<sup>3</sup> × 78m<sup>3</sup>) × 1,097人 × 9月 × 0.5 ≒ 2,962千円</p> <p>【食料費】306,018千円                      (1-1)5,800円 × 4,956人 × 9月 × 0.5 ≒ 129,352千円                      (1-2)5,800円 × 376人 × 9月 × 1.0 ≒ 19,628千円                      (2)1,950円 × 17,896人 × 9月 × 0.5 ≒ 157,038千円</p> <p>【燃料費】20,271千円                      (1-1)350円(7.95円/ℓ × 40.6ℓ) × 359台 × 9月 × 0.5 ≒ 566千円                      (1-2)350円(7.95円/ℓ × 40.6ℓ) × 9台 × 9月 × 1.0 ≒ 29千円                      (2)850円(7.95円/ℓ × 103.3ℓ) × 3,447台 × 9月 × 0.5 ≒ 13,185千円                      (3)350円(7.95円/ℓ × 40.6ℓ) × 4,121台 × 9月 × 0.5 ≒ 6,491千円</p> <p>【事務費】委託料20,739千円                      ※(1-1)入所系施設(者)、(1-2)入所系施設(児)、(2)通所系施設、(3)訪問系施設</p> <p>④障害者支援施設等</p>	R7.4	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
21	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童入所施設措置事業	<p>(児童入所施設措置費)12月補正分</p> <p>①食材費やエネルギー価格が高騰する中、国等の公定価格により負担限度額が定められているなどの理由から、利用料金へ価格転嫁ができない社会福祉施設等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の一部を物価高騰対応事業として支援する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③負担金:</p> <p>【電気代】2,831千円                      (1)450円(0.86円/kwh×515kwh)×568人×9月×1.0=2,300,400円                      (2)450円(0.86円/kwh×515kwh)×131人×9月×1.0=530,550円</p> <p>【ガス代】504千円                      (1)80円(7.63円/m<sup>3</sup>×10m<sup>3</sup>)×568人×9月×1.0=408,960円                      (2)80円(7.63円/m<sup>3</sup>×10m<sup>3</sup>)×131人×9月×1.0=94,320円</p> <p>【食材費】36,488千円                      (1)5,800円×568人×9月×1.0=29,649,600円                      (2)5,800円×131人×9月×1.0=6,838,200円</p> <p>【燃料費】634千円                      (1)350円(7.95円/ℓ×40.6ℓ)×93台×9月×1.0=292,950円                      (2)350円(7.95円/ℓ×40.6ℓ)×108台×9月×1.0=340,200円</p> <p>※(1)児童入所施設、(2)里親家庭                      ④児童入所施設等</p>	R7.4	R8.3
22	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	三重県私立学校物価高騰対策支援補助金	<p>①原油価格・物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、私立学校における給食費(教職員分を除く)、光熱費、スクールバスのガソリン代の価格上昇分を学校設置者に対して補助する。</p> <p>②負担金、補助金及び交付金</p> <p>③令和7年度交付事業 9カ月分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食への補助(小・中・高・特支) 6,990円(月平均)×13.34%×8(月)×966人(生徒数)=7,207千円</li> <li>・舎食費への補助(高) 35,800円(月平均)×13.34%×9(月)×253人(生徒数)=10,875千円</li> <li>・電気料金(小・中・高・特支・外国人学校) 0.86円×31,274kWh(月平均)×9(月)×20(法人)=4,842千円</li> <li>・電気料金(専修学校) 0.86円×12,054kWh(月平均)×9(月)×15(法人)=1,400千円</li> <li>・ガス料金(小・中・高・特支・外国人学校) 7.63円×1,838m<sup>3</sup>(月平均)×9(月)×20(法人)=2,525千円</li> <li>・ガス料金(専修学校) 7.63円×418m<sup>3</sup>(月平均)×9(月)×15(法人)=431千円</li> <li>・スクールバスのガソリン代(軽油)(中・高・特支・外国人学校) 8.35円×7,950L(月平均)×8(月)=532千円</li> <li>・スクールバスのガソリン代(ガソリン)(中・高・特支・外国人学校) 7.95円×14,178L(月平均)×8(月)=902千円</li> </ul> <p>④私立学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、外国人学校)の設置者</p>	R7.12	R8.3
23	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	三重県私立高校生等奨学給付金	<p>①物価高騰による保護者の経済的な負担軽減を図るため、私立学校に通う奨学給付金の補助対象者に対して、学用品費等にかかる物価上昇分を上乗せする。</p> <p>②扶助費</p> <p>③令和7年度交付事業 9カ月分(期間率3/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生業扶助世帯 52,600円×1.1%×3/4≒500円 500円×38人=19,000円</li> <li>・非課税世帯(高校等:全日制・定時制) 152,000円×1.1%×3/4≒1,300円 1,300円×935人=1,215,500円</li> <li>・非課税世帯(高校等:通信制) 52,100円×1.1%×3/4≒500円 500円×244人=122,000円</li> <li>・非課税世帯(高校等専攻科) 52,100円×1.1%×3/4≒500円 500円×5人=2,500円</li> <li>・年収約270万円以上～約380万円未満世帯(高校等専攻科) 10,420円×1.1%×3/4≒100円 100円×10人=1,000円</li> <li>・多子世帯かつ約380万円以上～約600万円未満の世帯(高校等専攻科) 10,420円×1.1%×3/4≒100円 100円×10人=1,000円</li> </ul> <p>④私立学校に通う高校生等奨学給付金の補助対象者</p>	R7.12	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
24	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営近代化資金融通事業 (R8年度分:資材価格等高騰対策枠)	<p>【細事業名:農業経営近代化資金融通事業費】</p> <p>①物価高騰の影響を受ける農業者等を支援するため、農業経営近代化資金の融資枠を拡大し、経営改善に必要な施設資金等の調達を円滑化を図る。</p> <p>②利子補給及び保証料補助 58,357千円 〔R8～R12年度末までの必要額(R8～R12負担分の基金造成)〕</p> <p>③利子補給承認計画・保証計画:10億円 ・利子補給補助 42,411千円 平均融資残高 (R8～R12) × 利子補給率 (1.25%) 3,392,857千円 × 1.25% = 42,411千円</p> <p>・保証料補助 15,946千円 平均融資残高 (R8～R12) × 保証料率 (0.47%) 3,392,857千円 × 0.47% = 15,946千円</p> <p>※基金造成の要件であるR12年度末までの負担分と想定して積算</p> <p>④融資機関、農業信用基金協会</p>	R7.12	R8.3
25	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業近代化資金融通事業 (R8年度分:資材価格等高騰対策枠)	<p>(漁業近代化資金融通事業費)</p> <p>①燃油、配合飼料及び資材等の価格高騰により経営に影響を受けた漁業者を支援するため、漁業近代化資金の融資枠を拡大し、利子補給及び保証料補助を行う。</p> <p>②利子補給及び保証料補助</p> <p>③ア) 利子補給補助金 7,780千円 ・R8年度利子補給承認計画 2億円 ・利子補給率 1.25% ・積算根拠 平均融資残高 (R8～R12) 622,400千円 × 1.25% = 7,780千円</p> <p>イ) 保証料補助金 2,925千円 ・R8年度保証計画 2億円 ・保証料率 0.47% ・積算根拠 平均融資残高 (R8～R12) 622,340千円 × 0.47% = 2,925千円</p> <p>④融資機関、漁業信用基金協会</p>	R7.12	R8.3
26	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産業エネルギー価格高騰対策支援事業	<p>①電力料金高騰等の影響を受けた漁業協同組合が行う製氷冷凍事業等について、電力料金の一部を支援することで、当該施設等を利用する組合員の負担を軽減し、漁業経営の安定化を図る。</p> <p>②漁協において、氷を生産又は保管し、組合員等に販売する施設及び組合員から寄託を受けた水産物等を冷凍し、又は冷蔵して保管する施設において使用した電力使用量の対象期間のうち任意の6か月分の合算値に0.86円/kWhを乗算した支援金</p> <p>③対象見込電力量 2,908,212kWh × 支援単価0.86円/kWh ≒ 2,501千円</p> <p>④対象者:三重県内に住所若しくは事業所を有する沿海地区漁業協同組合 対象施設:製氷機、冷凍・冷蔵庫等水産物の鮮度保持に係る施設等</p>	R7.12	R8.3
27	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業	<p>①配合飼料価格の高騰により、経営が逼迫している魚類養殖業者の負担軽減を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業(配合飼料)に加入している魚類養殖業者の負担金の一部を助成することで、経営の安定を図ることができる。</p> <p>②負担金、補助及び交付金421,944千円、旅費28千円、需用費20千円、通信運搬費13千円、使用料及び賃借料15千円</p> <p>③助成金:421,944千円 R6第4四半期 積立金取崩額169,450,264円 × 1/2 = 84,725,132円 R7第1四半期 積立金取崩額151,104,788円 × 1/2 = 75,552,394円 R7第2四半期 補てん単価64,845円/t × 使用量7,755t × 1/4 = 125,718,244円 R7第3四半期 補てん単価64,845円/t × 使用量8,386t × 1/4 = 135,947,543円</p> <p>事務費:76千円</p> <p>④漁業経営セーフティーネット構築事業(配合飼料)に加入している魚類養殖業者</p>	R7.12	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
28	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰緊急対策事業	<p>①飼料の価格高騰が長期化し農家負担額が大幅に増加しているため、県内の畜産農家に対し飼料費の一部を支援し、畜産経営の維持・安定を図る。</p> <p>②県内畜産農家が購入する飼料費への補助 (購入対象期間：R6.第4四半期～R7.第3四半期)</p> <p>③：125,896千円(国10/10)</p> <p>令和6年度第4四半期                      配合飼料：1,160円/t×83,479t=96,836千円                      単味飼料：960円/t×4,043t=3,882千円                      粗飼料：2,670円/t×5,769t=15,404千円</p> <p>令和7年度第1四半期                      配合飼料：0円/t×84,839t=0千円                      単味飼料：0円/t×3,700t=0千円                      粗飼料：460円/t×5,325t=2,450千円</p> <p>令和7年度第2四半期                      配合飼料：0円/t×82,040t=0千円                      単味飼料：0円/t×4,229t=0千円                      粗飼料：640円/t×5,643t=3,612千円</p> <p>令和7年度第3四半期                      配合飼料：0円/t×90,639t=0千円                      単味飼料：0円/t×4,404t=0千円                      粗飼料：0円/t×5,911t=0千円</p> <p>推進事務費 3,712千円                      1事業体あたり9,280円×400事業体=3,712千円</p> <p>④畜産農家</p>	R7.12	R8.3
29	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	農山漁村スポットワーク推進事業	<p>①農林水産事業者や自然体験事業者などが直面する人件費高騰や人手不足の課題に対して、スポットワークのマッチングサイトを活用した労働力の確保を支援することで、農林水産における労働力の確保につなげます。</p> <p>②スポットワーク活用セミナーと相談会の開催【775千円】、スポットワークのマッチングサイトを活用する際の手数料の支援【4,500千円】、スポットワーカー受け入れのための宿泊施設等の整備支援【1,525千円】</p> <p>③・スポットワーク活用セミナーと相談会の開催                      報償費440千円+旅費272千円+使用料59千円+食糧費4千円=775千円</p> <p>・スポットワークのマッチングサイトを活用する際の手数料の支援                      300千円×15事業者=4,500千円</p> <p>・スポットワーカー受け入れのための宿泊施設等の整備支援                      300千円×5事業者=1,500千円</p> <p>現場確認・打ち合わせ 旅費14千円+使用料11千円=25千円</p> <p>④農林水産事業者や自然体験事業者</p>	R8.2	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
30	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	高校生等教育費負担軽減事業	<p>①本事業は物価高等対策対応事業であり、物価高騰の負担感が大きい高等学校における生活保護世帯、非課税世帯、専攻科における非課税世帯、非課税に準ずる世帯、多子世帯の保護者の負担軽減を図るため、高校生等奨学給付金を充実させ、学用品費等の物価高騰相当分を上乗せして支給する。</p> <p>②扶助費</p> <p>③(高等学校等) 生活保護世帯 32,300円×1.1%×9/12ヶ月⇒300円⇒300円×173人=51,900円 非課税世帯 143,700円×1.1%×9/12ヶ月⇒1,200円⇒1,200円×2,895人=3,474,000円 通信制非課税世帯 50,500円×1.1%×9/12ヶ月⇒500円⇒500円×76人=38,000円 (専攻科) 非課税世帯 50,500円×1.1%×9/12ヶ月⇒500円⇒500円×14人=7,000円 低所得世帯 10,100円×1.1%×9/12ヶ月⇒100円⇒100円×11人=1,100円 多子世帯 10,100円×1.1%×9/12ヶ月⇒100円⇒100円×6人=600円 (合計)3,175人 3,573千円</p> <p>④国公立学校に通う高校生等奨学給付金の給付対象者</p>	R7.7	R8.3
31	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費支援補助金	<p>①食材価格高騰に対応する事業として、給食費の一部を公費負担とすることで、保護者等の負担を増やすことなく、給食提供の質を維持する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③期間:6月～9月(8月除く、3ヶ月間) (特別支援学校)10円×49回×277人=135,730円 (定時制高校)10円×49回×182人=89,180円 計:224,910円 期間:10月～3月(6ヶ月間) (特別支援学校)49円×102回×1,752人=8,756,496円 (特支・寄宿舎)49円×204回×12人=119,952円 (定時制高校)49円×102回×182人=909,636円 (県立中学校)49円×102回×12人=59,976円 計:9,846,060円 合計:10,071千円</p> <p>④各学校給食会計管理者(特支15校、定時制8校、中学校1校) ※教職員の給食費は含まない。</p>	R7.6	R8.3
32	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金高騰対策支援事業(R6国補正分)	<p>(LPガス料金高騰対策支援事業費)</p> <p>①LPガスの料金高騰によって、生活等に影響が生じている一般消費者等に対して、販売事業者を通じて、高騰分の一部を支援する。</p> <p>②委託料:92,433千円 補助金:500,000千円</p> <p>③●販売事業者への助成金 50万世帯・者×300円(助成額:1/2相当額)×3か月=450,000千円 ●販売事業者への取扱事務費 50万世帯・者×@100円=50,000千円 ●事務局費 92,433千円</p> <p>④・液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者 ・液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者 ・液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービスの用に供する者</p>	R7.7	R8.3
33	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電力料金高騰対策支援事業(R6国補正分)	<p>(特別高圧電力料金高騰対策支援事業費)</p> <p>①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等の負担を緩和するため、特別高圧電力の使用量に応じた額を支援する。</p> <p>②委託料:2,220千円 補助金:22,200千円</p> <p>③●特別高圧を受電する中小企業者等 支援額:1,000,000kWh×1円/kWh×3か月×7社=21,000千円 ●特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業者等 5,000kWh×1円/kWh×3か月×80社=1,200千円 ●事務局費:22,200千円×0.1=2,220千円</p> <p>④・特別高圧を受電する中小企業・小規模企業 ・特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業・小規模企業</p>	R7.7	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
34	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	工業用LPガス料金高騰対策支援事業(R6国補正分)	<p>(工業用LPガス料金高騰対策支援事業費)</p> <p>①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等に対し、工業用LPガスの利用量に応じた額の支援を行う。</p> <p>②委託料:2,520千円 補助金:25,200千円</p> <p>●支援金:7,000kg×3円/kg×3か月×400社=25,200千円 ●事務局費:25,200千円×0.1=2,520千円</p> <p>④工業用LPを使用する中小事業者・小規模事業者</p>	R7.7	R8.3
35	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業(R7国予備費分)	<p>(交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業費)</p> <p>①エネルギー価格高騰に直面している交通事業者に対し、燃料価格高騰、安定的な運行、デジタル化等、利用促進に向けた取組にかかる費用を支援することにより、地域公共交通の安定的な運行体制の確保を図る。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③合計839,842千円                      &lt;燃料価格高騰への支援&gt;59,934千円                      軽油8.35円/l×8,326,024L×1/2=34,761千円、重油7.6円/l×2,099,250L×1/2=7,977千円、電気0.45円/kh×14,247,629kwh×1/2=3,206千円、タクシー1台22,500円×622台=13,990千円                      ・動力使用量に係る燃料等価格の高騰分を支援                      &lt;安定的な運行への支援&gt;728,808千円                      6,229千円×13事業者×9か月分=728,808千円                      ・利用者の減少率等を乗じた運行費を支援                      &lt;デジタル化、システム化、グリーン化の取組への支援&gt;46,000千円                      5,069千円×9事業者=46,000千円                      ・公共交通のデジタル化等の取組を支援                      &lt;利用促進のための取組への支援&gt;5,100千円                      1,017千円×5事業者=5,100千円                      ・利用促進のための割引企画、PR等に要する費用を支援</p> <p>④交通事業者</p>	R7.4	R8.3